

昭和61年 7/10

発行: 東京都豊島区 編集:企画部広報課・教育委員会社会教育課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 03-981-1111

文化財保護条例 特集号

2-3面 座談会「区民生活と文化財保護条例」
条例(全文)
4面 雑誌が谷旧宣教師館の保存と活用、
郷土資料館ガイド

豊島区は、文化財保護条例を4月1日公布し、7月1日施行しました。そこで、文化財をめぐる状況と文化財保護条例の内容についてご紹介しましょう。



わたしたちの手で 身近かな文化財を 保護しよう! 区文化財保護条例 7月1日から施行

文化財とは
文化財は人類の文化や生活の歴史を理解するために欠かせないものです。また、みんなの共通的文化遺産として、大切に保護するとともに、活用をはかり、後世に伝えていくべきものです。

豊島区の地域的特色
豊島区の地域は、近代において、特徴的な文化活動が豊島区の地域で展開し、多くの成果が生まれています。しかし、一方で戦災では大きな被害を受けています。そのため近代やそれ以前の生活や文化を物語る資料が実物で残っていることが少ない、という状態になっています。こうした豊島区の状況は、文化財

文化財をめぐる状況

文化財の新しい考え方

文化財というと、かつては芸術上の価値が高い古美術品のみを意味していました。その後芸術上の価値が必ずしも高くなくとも、学術的に見て歴史的価値が高い歴史資料も、文化財として評価されるようになります。また民衆生活の推移を理解するために重要な資料も民俗文化財として重視されてきています。さらに現在では住民の生活や文化の変化を知る上で価値あるものを、広く文化財と考えるようになってきています。

そしてこのよくな区民の生活にかかわりの深い文化財を積極的に保護していくような文化財行政を展開することは、区のように、住民に最も身近な自治体にとって大切なことです。



文化財保護条例の内容

文化財の種別
ここで、文化財の分類について見てみましょう。文化財保護条例では、文化財を、有形文化財、無形民俗文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物に分けています。

豊島区文化財保護条例の特徴
豊島区の文化財保護条例の特徴は、少數の文化財のみを厚く保護する指定文化財制度ではなく、広く文化財を保護していくことになります。

登録の仕方
登録については、教育委員会が事前調査を行い、登録文化財のうち何ら保護の手を差しのべないというのが現状でした。これに対して、新しい型の文化財保護条例では、文化財を、有形文化財、無形民俗文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物に分けています。

登録文化財の保護
登録文化財は、区にとって大切な文化遺産として、どこにどうあるものがあるかを明確にしますが、それ以上の強い規制はしません。そのかわり、文化財がよく管理され、十分保護されるよう、教育委員会は指導無形民俗文化財の場合は保持者や保持団体の認定は行いません。

文化財保護条例の仕組
ここで、条例に基づいて、どのようにして、条例に基づいて、文化財保護をはかると規定して文化財保護をはかると、いうよりも、ごく身近にあるものが文化財であるという意識を育んでいくことによって、区民と所有者が文化財の保存と活用をはかるようにしてもらおうとするのです。



区民共有の文化遺産 雑司が谷旧宣教師館 63年春公開へ準備中



19世紀のアメリカ 郊外住宅

豊島区内には、いくつもの注

目される近代洋風建築が残され

ています。そして、雑司が谷1

丁目に所在する旧宣教師館も、

その残り少ない一つです。この

旧宣教師館は、19世紀後半のア

メリカ郊外住宅の様子をいきい

きと伝えており、戦災を含む度

重なる大きな災害に見舞われた

東京の中でも明治時代の洋館が生

き続いているという歴史的な意

味からも、その価値は大変高い

ものと評価されています。

復元・整備作業も完了

この建物を区民共有的財産と

して何とか残したいという区民

の願いを踏まえ、豊島区では昭

和57年12月に買収を決定しまし

た。その後、近代建築の専門家

によって詳細な調査が実施され、

またその結果に基づいて昭和59

年度には建築当初の姿に戻すた

めの復元・整備作業が進められ

ていました。昨年の12月にその

作業も終了し、現在この旧宣教

師館は明治40年に初めて雑司が

谷の地に建てられた当時に近い

姿を、わたくしたちの前に見せ

てくれます。

基礎調査を開始
作業も終了し、現在この旧宣教

師館は明治40年に初めて雑司が

谷の地に建てられた当時に近い

姿を、わたくしたちの前に見せ

てくれます。

展示・公開めざす
一方、この間に様々な形での

建物の利用計画案が検討されて

きましたが、後世に伝えるべき

展示・公開めざす

雑司が谷地域文化など

が開催されたわけです。今年は

田長崎地区を対象と

して行い、その成果として特別

展「高田・雑司が谷の生活資料」

が開催されました。今年は

田長崎地区を対象と

三つの基礎調査
現在、専門家の協力のもとに、

現地調査が進められている所で

あります。そして調査は、次の3つの

内容で構成されます。

①この建物を建てたアメリカ人

の宣教師マッケレア博士および彼

とともに活動していた宣教師

達の生活の様子を復元していく

関係資料の収集に
こうしたいくつかの調査を並

行的に進めている訳ですが、何

分にも資料の収集に大変苦労し

ています。とりわけ、戦前の雑

司が谷地域の様子を伝える写真

などがあまり発見されていませ

ん。風景を写した写真も貴重で

すが、記念写真的背景などに何

ご協力ください
あなたが立った児童教育の

分野で全国的に見ても、重要な役割を果たしたのですが、それ

らが何故この地に集まっていたのか、どのような意味を持つていたのかを明らかにしたい。

人の活動や生活の様子を調査する。雑司が谷には、秋田雨雀・小川未明や「赤い鳥」の鈴木三重吉などの児童文学をはじめとして多くの文化人が生活していました。
③雑司が谷地域のみならず豊島区内には大正デモクラシー期の新教育の息吹にあふれた学校が数多く建設されました。つまり帝国小学校・成蹊学園・自由山学園・児童の村小学校等々があり、これらの教育機関は自由主義の立場に立った児童教育の分野で全国的に見ても、重要な役割を果たしたのですが、それらが何故この地に集まっていたのか、どのような意味を持つていたのかを明らかにしたい。

郷土資料館ガイド



資料館の性格

豊島区立郷土資料館は昭和59

年6月に開館してから2年にな

ります。資料館は地域の歴史博

物館であり、同時に歴史資料保

展示

常設展は、都市化過程における

3つの時期の特徴などを取

り上げるテーマ展示をしてい

収集・整理・保存

資料館は、史編さんにおいて

収集した史料を引き継いでいま

すので、文献資料は多いですが、

刊行物

最後に資料館の有償刊行物を

紹介します。これらはいずれも、

資料館と区役所別館にある情報

普及活動

展示以外の普及活動としては

講座があります。歴史講座とし

ては、自由民権・中世・戦時下

園芸資料・地図・遠藤コレクション

園芸資料・地図・遠藤コレクシ

ョンを刊行しました。

園芸資料・地図・遠藤コレクシ

収集・整理・保存

展示以外の普及活動としては

講座があります。歴史講座とし

ては、自由民権・中世・戦時下

展示

常設展「かたりべ」を昨年

から年4回発行しています。

史跡めぐり地図も刊行しまし

出版物

出版物に掲載する写真を提供し

たりもしています。豊島区の歴

史などに関する問い合わせにた

文化財

文化財の案内板の設置もし

ています。

この他、学校や他の博物館な

貸出

貸出物に掲載する写真を提供し

たりもしています。豊島区の歴

史などに関する問い合わせにた

資料

資料を貸し出しています。

史料は貸し出しませんが、

閲覧はできるようになっています。

開館準備過程で、常設展

院は報告書にまとめました。

毎年1地区を取り上げ、個人の

家を対象に、高度経済成長以前

調査

の生活で使われた生活用具の保

存状況を調べる「歴史生活資料

調査」を実施しています。昨年は

研究

田高・雑司が谷の生活資料

が開催されました。今年は

田長崎地区を対象と

開催

して行い、その成果として特別

展「高田・雑司が谷の生活資料」

が開催されています。昨年は

開催

田長崎地区を対象と

して行い、その成果として特別

展「高田・雑司が谷の生活資料」

が開催されています。昨年は

開催

田長崎地区を対象と

して行い、その成果として特別

展「高田・雑司が谷の生活資料」

が開催されています。昨年は

開催

田長崎地区を対象と

して行い、その成果として特別

展「高田・雑司が谷の生活資料」

が開催されています。昨年は

